

甲子園大学研究活動における不正行為の防止に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、甲子園大学(以下「本学」という。)において、研究活動における不正行為(以下「研究不正行為」という。)の防止及び研究不正行為が生じた場合における適正な対応に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「研究不正行為」故意又は研究者としての基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、発表された研究成果に示されたデータや調査結果等の捏造(ねつぞう)、改ざん又は盗用をいう。
- (2)「捏造」存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- (3)「改ざん」研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正ではないものに加工することをいう。
- (4)「盗用」他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。

(統括責任者)

第2条の2 学長は、研究倫理の向上及び研究不正行為の防止に関し、本学を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(学部責任者)

第2条の3 各学部長は、当該学部における研究倫理の向上及び研究不正行為の防止に関し、権限と責任を有する者として、当該学部における公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(大学院研究科責任者)

第2条の4 各大学院研究科長は、当該大学院研究科における研究倫理の向上及び研究不正行為の防止に関し、権限と責任を有する者として、当該大学院研究科における公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育)

第3条 本学では、研究者倫理に関する知識を定着、更新するため、教員等を対象として研究倫理教育を実施するものとする。

- 2 本学では、研究者倫理に関する規範意識を徹底するため、学生に対して研究倫理教育を実施するものとする。
- 3 前 2 項の目的を達するため、各学部及び各大学院研究科に研究倫理教育責任者を置き、各学部にあつては学部長を、各大学院研究科にあつては大学院研究科長をもって充てる。
- 4 研究倫理教育の実施に関しては、甲子園大学研究倫理教育の実施に関する細則に定めるところによる。

(研究データの保存等)

第 4 条 本学の教員は、一定期間研究データを保存し、必要な場合はそれを開示しなければならない。

- 2 保存又は開示すべき研究データの内容、期間、方法等に関しては、甲子園大学研究データの保存等に関する細則に定めるところによる。

(告発窓口)

第 5 条 本学に、研究不正行為に関する告発を受け付ける窓口（以下「告発窓口」という。）を置き、窓口担当者は事務局総務課長をもって充てる。

- 2 窓口担当者は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。事務局長は、窓口担当者が、研究不正行為として告発がなされた事案(以下「当該事案」という。)の告発者又は被告発者と直接の利害関係を有していると判断したときは、他の事務職員に当該事案の窓口担当者としての職務を行うよう命ずるものとする。

- 3 本学の教員が研究不正行為を行ったとの疑いがあると考える者は、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談によって告発窓口に対して告発することができる。

- 4 窓口担当者は、前項による告発が顕名により行われ、研究不正行為を行ったとする事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に、告発を受け付けることを基本とする。

- 5 窓口担当者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、事務局長及び学長と協議の上、告発を受け付けることができる。

- 6 報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等によって、本学の教員の研究不正行為の疑いが指摘された場合(研究不正行為を行ったとする教員の氏名、研究不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。)は、窓口担当者は、事務局長及び学長と協議の上、匿名による告発に準じて取り扱うことができる。

- 7 窓口担当者は、告発を受け付ける場合には、告発内容及び告発者の秘密を守るために適切な方法を講じなければならない。

- 8 学長は、告発の内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、被告発者に対して警告を行うものとする。

(告発者の保護)

第5条の2 学校法人甲子園学院に所属する者が告発を行った場合には、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して、解雇、配置換え、降格、懲戒処分、その他当該告発者に不利益な措置を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第5条の3 本学に所属する者が被告発者となった場合には、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって不利益な取り扱いがされることはない。

2 本学に所属する者が被告発者となった場合には、単に告発がなされたことのみをもって、研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、降格、懲戒処分、その他当該被告発者に不利益な措置を行ってはならない。

(予備調査)

第6条 告発を受け付けた場合には、学長は予備調査委員会を速やかに設置する。

2 予備調査委員会のすべての委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。

3 予備調査委員会は、原則として30日以内に、当該事案が研究不正行為として調査すべきものか否かを予備調査する。

4 予備調査の結果、当該事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合には、学長は本調査を行う手続きを取る。

5 予備調査の結果、当該事案は本調査を行わないことと判断した場合には、学長は理由を付してその旨を告発者に通知する。当該事案に係る資金配分機関（競争的資金等の配分を行う機関をいう。以下同じ。）又は告発者から請求があった場合には、予備調査に係る資料を開示するものとする。

6 予備調査委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(本調査)

第7条 前条第4項により本調査を行う場合には、学長は、調査委員会を設ける。

2 調査委員会は、本学に属さない外部有識者を含むものとし、すべての委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。この場合において、調査委員会の委員は、外部有識者が半数以上を占めるように配慮するものとする。

3 本調査は、当該事案に係る研究活動に関する論文、実験・観察ノート、生データ等の資料の精査、関係者のヒアリング、再実験の要請などによって行う。この場合において、被告発者の弁明の機会が与えられなければならない。

4 調査委員会は、本調査にあたって、当該事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全するための措置を取るものとする。調査にあたっては、調査対象における公表前データ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲以外に漏えいすることのないように配慮されなければならない。

- 5 調査委員会の運営に関する事項は、別に定める。
- 6 学長は、本調査を行う場合には、当該事案に係る資金配分機関及び文部科学省に報告するものとする。
- 7 調査委員会は、本調査の実施の決定後原則として30日以内に本調査を開始する。

(委員に対する異議申立て)

第7条の2 学長は、本調査のための調査委員会を設立したときは、委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。

2 告発者及び被告発者は、10日以内に委員について不服申立てを行うことができる。不服申立ては、理由を明記した書面によって行われなければならない。ただし、10日以内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

3 異議申立てがあった場合には、学長は、その内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(他大学等の要請による証拠保全)

第7条の3 他大学等が、告発による事案に係る研究活動を調査する際に、本学の教員がその事案に関与している可能性に基づき本学に対して協力の要請があった場合には、その事案に係る研究活動に関して証拠となるような資料等を保全する措置が取られなければならない。

(調査結果の報告)

第8条 調査委員会は、原則として150日以内に本調査の内容をまとめ、研究不正行為が行われたか否か、研究不正行為と認定された場合にはその内容、研究不正行為に関与した者とその関与の度合、研究不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各執筆者の役割を認定し、学長に報告する。

2 学長は、本調査の結果を告発者及び被告発者に通知するとともに、当該事案に係る資金配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

(不服申立て)

第9条 研究不正行為と認定された被告発者は、30日以内に不服申立てをすることができる。不服申立ては、理由を明記した書面によって行われなければならない。ただし、30日以内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

(不服申立ての審査)

第10条 被告発者から不服申立てがあったときは、調査委員会は、不服申立ての審査を行う。この場合において、学長は、不服申立てがあった旨を告発者に通知するものとする。

2 不服申立ての審査のために新たな専門性の判断が必要となる場合には、学長は調査委員

を交代させ若しくは追加し、又は調査委員会に代えて他の者に審査させることができる。

3 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを決定する。

4 不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、調査委員会は、学長に報告する。学長は、被告発者にその旨を通知する。

5 再調査を行うことを決定した場合には、調査委員会は被告発者に対して調査結果を覆すに足る資料の提出等を求めるものとする。被告発者から協力が得られないときは、調査委員会は、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。

6 調査委員会は、原則として 50 日以内に再調査を行い、先の調査結果を覆すか否かを決定し、学長に報告する。学長は、その結果を告発者及び被告発者に通知する。

(悪意に基づく告発の認定)

第 10 条の 2 本調査の結果、告発は悪意に基づくものであると判断された場合には、告発者に弁明の機会が与えられなければならない。

2 学長は、告発が悪意に基づくものと認定した場合には、告発者及び被告発者に通知するとともに、告発者の所属機関にも通知する。

3 告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、不服申立てをすることができる。この不服申立てについては、第 9 条及び第 10 条の規定を準用する。この場合において、第 9 条中「研究不正行為と認定された被告発者」とあるのは、「告発が悪意に基づくものと認定された告発者」と、第 10 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項中「被告発者」とあるのは、「告発者」と、同条第 1 項中「告発者」とあるのは、「被告発者」と読み替えるものとする。

(調査結果の公表)

第 11 条 研究不正行為が行われたとの認定があった場合には、学長は、調査結果を公表するものとする。

2 調査結果の公表は、原則として次に掲げる事項を含むものとする。

(1) 研究不正行為に関与した者の氏名及び所属

(2) 研究不正行為の概要

(3) 本学が公表までに行った措置の概要

(4) 調査委員会委員の氏名及び所属

(5) 調査の方法及び手順の概要

3 前項の規定にかかわらず、研究不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該研究不正行為に関与した者の氏名及び所属を公表しないことができる。

4 研究不正行為がなかったと認定された場合であっても、当該事案が外部に漏えいしていたとき及び論文等に故意によるものではない誤りがあったときは、その旨を公表するものとする。

5 悪意に基づく告発の認定があった場合には、その旨を公表するものとする。

(被認定者に対する措置)

第 12 条 研究不正行為が行われたとの認定があった場合には、学長は、研究不正行為と認定された論文等の取下げを執筆者に対して勧告するものとする。

2 研究不正行為を行ったと認定された者に対する懲戒の種類及びその適用に必要な手続等は、学校法人甲子園学院の関係規程による。

(悪意に基づく告発者に対する措置)

第 13 条 告発が悪意に基づくものと認定され、かつ告発者が学校法人甲子園学院に所属する場合には、その者に対する懲戒の種類及びその適用に必要な手続等は、学校法人甲子園学院の関係規程による。

(雑則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、研究不正行為の防止等のために必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 27 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 9 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 12 月 15 日から施行する。